

郡山市上下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年6月30日

郡山市長 椎 根 健 雄

郡山市条例第35号

郡山市上下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

郡山市上下水道事業の設置等に関する条例（平成28年郡山市条例第68号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（議会の同意を要する賠償責任の免除） 第7条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の9第8項の規定により上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が1,000,000円以上である場合とする。	（議会の同意を要する賠償責任の免除） 第7条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の8第8項の規定により上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が1,000,000円以上である場合とする。

附 則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。